

# 循環型社会形成推進基本計画

令和 年 月

この基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 15 条第 7 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

# 第五次循環型社会形成推進基本計画

## 目次

### はじめに

1. 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋	7
1.1. 循環型社会の形成の鍵となる循環経済への移行	7
1.1.1. 循環経済への移行による社会課題と環境問題の同時解決	7
1.1.2. 循環型社会における循環経済の位置付け	9
1.2. 地方創生と地域の社会課題の解決	10
1.2.1. 地域の社会課題の状況と廃棄物処理への影響	10
1.2.2. 循環システムの構築を通じた地域活性化と質の高い暮らしの実現	11
1.3. 資源確保による我が国の産業基盤の強化	13
1.3.1. 天然資源の需要の増大と国際的な資源獲得競争	13
1.3.2. 製品の有効利用や再生材の利用拡大と国際的な産業競争力の強化	15
1.4. 循環経済への移行による地球規模の環境負荷低減への貢献	16
1.4.1. 自然資本の現状	16
1.4.2. ネットゼロ、ネイチャーポジティブ及び汚染削減への貢献	17
1.5. 循環型社会を取り巻く現状	18
1.5.1. 循環型社会の形成に向けた取組の進捗	18
1.5.2. 廃棄物の適正処理の推進と災害廃棄物対策の現況	20
1.5.3. 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興	21
1.6. 循環経済先進国としての国家戦略	23
2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性	25
2.1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	25
2.2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源	25
2.3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	25
2.4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	25
2.5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	25
3. 各主体の連携と役割	25
3.1. 各主体の連携	25
3.2. 各主体の役割	25
4. 国の取組	25
4.1. 循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	25
4.2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	25
4.3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	25

4. 4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行.....	25
4. 5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進.....	26
5. 循環型社会形成のための指標及び数値目標.....	26
5. 1. 循環型社会の全体像に関する指標.....	26
5. 2. 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標.....	26
5. 2. 1. 循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりに関する指標.....	26
5. 2. 2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標..	26
5. 2. 3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標.....	26
5. 2. 4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行に関する指標.....	26
5. 2. 5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進に関する指標..	26
6. 計画の効果的実施.....	26
別紙 1 個別法の施行等に関する工程表.....	26
別紙 2 循環経済工程表.....	26
別紙 3 循環型社会形成のための指標・数値目標一覧.....	26

# 1 はじめに

2

3 我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律  
4 第 110 号。以下「循環基本法」という。）に基づき「循環型社会形成推進基本計画」  
5 （以下「循環基本計画」という。）を策定し、関連施策を推進してきた。第六次環境基本  
6 計画では、「循環」と「共生」を実現し、環境収容力を守り環境の質を上げることに  
7 よって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会こそが我々が目指すべき持続  
8 可能な社会の姿とし、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる  
9 環境保全を通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、Well-being、  
10 経済厚生向上の向上」（以下「Well-being/高い生活の質」という。）を実現できるよう取り  
11 組んでいくこととされている。また、同計画では、資源やエネルギーの使用に当たっ  
12 ては、いわゆる地上資源を主体にし、資源循環を進め、化石燃料を始めとした地下資  
13 源への依存度を下げ、新たな投入を最小化していくこととされている。本計画におい  
14 ては、第六次環境基本計画とも整合を取りながら、循環基本計画の策定とこれに基づ  
15 く施策の推進により、環境保全を前提とした循環型社会の形成とこれを通じた持続可  
16 能な社会の実現を目指すものである。

17  
18 循環型社会の形成に向けてこれまで分別の徹底や資源回収などの市民の取組、地域  
19 の循環システムの構築や不法投棄・不適正処理の監視指導などの地方公共団体による  
20 取組、排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理・3Rの推進や拡大生産者責任に基づ  
21 づく環境配慮設計などの事業者による取組、関連法制度の整備・運用や財政支援等の  
22 国による取組など各主体が循環型社会の形成に向けた取組を進めてきた。第四次循環  
23 基本計画（2018年6月閣議決定）策定以降も、プラスチック使用製品の設計から廃棄  
24 物の処理に至るまでのライフサイクル全体であらゆる主体の資源循環の取組を促進  
25 する、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を2022年4月に施行した  
26 ほか、第四次循環基本計画に基づき中央環境審議会において温室効果ガスの排出削減  
27 にも資する3R+Renewable（廃棄物等の発生抑制・循環資源<sup>1</sup>の再使用・再生利用+バイ  
28 オマス化・再生材利用等）を推進し循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行  
29 を加速するための「循環経済工程表」を取りまとめ、また経済産業省において資源制  
30 約・環境制約に対応して資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指す  
31 「成長志向型の資源自律経済戦略」を公表するなど、取組を促進してきた。このよう  
32 な中で、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上した結果、最終処分量は大幅  
33 に減少したものの、近年は資源生産性・循環利用率ともに横ばいとなっており、これ  
34 らを高める取組を一段と強化する必要がある。

---

<sup>1</sup> 循環資源：廃棄物等のうち、有用なもの。循環基本法では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定している。

1 国連環境計画国際資源パネル (UNEP IRP)<sup>2</sup> (以下「IRP」という。)の「世界資源ア  
2 ウトルック 2019」<sup>3</sup> (以下「IRP の 2019 年報告書」という。)では、世界の天然資源の  
3 採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の約半分、生物多様性の損失と  
4 水ストレスの要因の 90%以上、粒子状物質による健康影響の約 3 分の 1 を占めると  
5 指摘されている。資源効率性・循環性を向上し天然資源利用の削減を進める取組は気  
6 候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要で  
7 あり、この観点からも資源効率性・循環性を高める取組を強化する必要がある。

8 我が国の経済社会の状況を見ると、例えば、国際的な研究機関の報告<sup>4</sup>によると、各  
9 国で幸福度を比較すると、我が国の幸福度は、近年上昇傾向にあるものの、依然とし  
10 て先進国の中では最も低い水準が続いており、「Well-being/高い生活の質」の実現に  
11 は課題があるといえる。

12 また、国内外の経済状況に目を向けると、2023 年に 30 年ぶりの高水準の賃上げが  
13 行われた一方で、近年の国際的な緊張の高まりを背景に国際的な資源獲得競争が生じ  
14 つつあり、原油・原材料・穀物等の国際価格が高騰し希少物資の確保が難しくなる状  
15 況に直面するのではという懸念が強まっている。この結果、国内では、国際的な原材  
16 料価格の上昇や円安に伴う輸入物価の上昇に起因する物価の高騰が生じている。国内  
17 で資源を循環させて最大限活用することは国内の資源供給量の増加を通じて輸入物  
18 価の上昇の影響を縮小させる効果をもたらすものであり、環境負荷や国民の経済的負  
19 担の軽減に加え、重要鉱物などの供給を増やすことで国際的な産業競争力や経済安全  
20 保障の強化にも資することになる。

21 このような状況の中で、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高め  
22 る取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経  
23 済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要である。具体的には、大量  
24 生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、  
25 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済 (サーキュラーエコノ  
26 ミー) への移行を推進することが鍵となる。

27 循環経済への移行を推進する中で全国各地域に自治体・市民・企業などのさまざま  
28 な主体が参加する新たな資源循環の流れを生み出し、製品の適切な長期利用やリユース  
29 を促進しながら、その循環の輪を広げ太くすることで、地域経済の活性化や地場産  
30 業の振興、地域課題の解決を実現し、各地域で生まれた循環型のビジネスモデルを全  
31 国各地に普及させていく。これにより、我が国全体の経済成長につなげると同時に、  
32 持続可能な地域とそれを基礎として成り立つ循環共生型社会、すなわち脱炭素社会・

---

<sup>2</sup> 国際資源パネル (IRP: International Resource Panel) : 地球規模での経済活動の拡大に伴い、天然資源の持続可能な利用の確保が国際社会の大きな課題となっていることから、UNEP が 2007 年 11 月に世界的に著名な科学者及び専門家を集め、設立した。世界の資源の管理に向けた総合的アプローチを開発し、また、デカップリングに向けた推進力となることを目的としている。

<sup>3</sup> UNEP IRP 「GLOBAL RESOURCE OUTLOOK 2019」

<sup>4</sup> Sustainable Development Solutions Network (SDSN) 「World Happiness Report 2023」

1 循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会を創り出すことができる。  
2 言い換えれば、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、我が国が直  
3 面する環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら新たな市場を作り国民の暮ら  
4 しを改善して現在及び将来の国民一人ひとりの「Well-being／高い生活の質」を高め  
5 るものであり、持続可能な社会を実現し持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献  
6 するための最適解である。

7 また、持続可能な社会を実現する上で欠かせない要素として、東日本大震災とそれ  
8 により引き起こされた原発事故で放出された放射性物質による環境汚染からの再生  
9 と復興に引き続き取り組むとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から  
10 不可欠となる廃棄物の適正処理や、持続可能な社会の基盤として毎年のように発生す  
11 る大規模な災害に備えた万全な災害廃棄物処理体制の構築も重要である。

12 循環型社会、そして持続可能な社会を実現するためには、個人・地域・国・地球が  
13 言わば「同心円」の関係にあることを意識し、それぞれの取組や行動変容の集積を地  
14 域・国、更に地球全体へ広げ、将来世代の未来につなげていくことが重要である。2022  
15 年9月に策定された循環経済工程表に示された方向性を旨とし、循環経済への移行を  
16 進める第五次循環基本計画に基づく施策を実行していくことにより、一人ひとりの暮  
17 らしにおける取組や地域レベルの取組を進め、これを地方創生や地域活性化・国際的  
18 な産業競争力強化・経済安全保障、更には社会の変革につなげ、我が国の諸課題を解  
19 決しながら循環型社会の形成を実現し、人類と地球全体の未来を持続可能なものにし  
20 て次の世代に引き継いでいくことを目指す。

## 22 1. 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋

### 23 1.1. 循環型社会の形成の鍵となる循環経済への移行

#### 24 1.1.1. 循環経済への移行による社会課題と環境問題の同時解決

25 人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、自らの存在基盤である限りある環  
26 境や自然資本の安全性を脅かしつつある。気候変動については、世界平均気温の上昇  
27 は過去2000年間のどの50年間よりも加速し、1.5度上昇に近づきつつある。また、  
28 生物多様性の損失も気候変動の進行と関係が深く、現在の全世界の種の絶滅速度は過  
29 去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍から数百倍で、さらに加速している。この  
30 ような状況において、我が国は、資源循環だけではなく、気候変動、生物多様性の保  
31 全、環境汚染の防止等にも同時に取り組む必要がある。

32 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなど  
33 により長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の  
34 利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価  
35 値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行は、  
36 資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段で

1 あり、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースである。それだけで  
2 なく、循環経済への移行は、資源循環の観点から気候変動・生物多様性損失・汚染と  
3 いう主要な環境問題を含む社会的課題を解決し、経済成長を実現し、将来にわたって  
4 質の高い生活をもたらす「新たな成長」<sup>5</sup>を実現し、「Well-being／高い生活の質」を  
5 実現するための重要なツールである。

6 IRP の 2019 年報告書は、「資源採取と加工による環境影響が明確に示された。グロ  
7 ーバルな環境影響として、天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、全世界の  
8 温室効果ガス排出量（土地利用に関連する気候影響を除く）の約半分、生物多様性の  
9 損失と水ストレスの要因の 90%以上を占めている」と指摘し、資源の採取及び加工に  
10 関する経済システムが気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題と密接  
11 に関係することを示している。これは、循環経済へ移行することで資源採取を可能な  
12 限り削減しより効率的に資源を用いる経済システムを構築すれば、複数の主要な環境  
13 問題に同時に対処できることを意味している。また同報告書は、資源効率性を改善し  
14 持続可能な消費と生産を促進できるのであれば、環境負荷の低減と経済成長を共に進  
15 むていくことができる、すなわち環境負荷の低減と経済成長の絶対的なデカップリン  
16 グが実現することを示唆している<sup>6</sup>。人類の存続の基盤である環境とその上で成立す  
17 る経済はいわば「共進化」していくべきものであり、このデカップリング実現のため  
18 の手段としても循環経済への移行は有効なものである。

19 世界の状況に目を転ずると、EU が 2015 年 12 月にサーキュラーエコノミー・パッケ  
20 ージを公表し、その中で循環経済の概念を打ち出したことを端緒として、循環経済へ  
21 の移行に向けた取組が本格化し始めている。EU は、2020 年 3 月に新たな「循環経済  
22 行動計画」を打ち出し、具体の製品等について行動を加速する方針を示すとともに、  
23 世界規模でサーキュラーエコノミーの普及をリードすることを宣言している。アメリ  
24 カも 2021 年 11 月に「国家リサイクル戦略」をサーキュラーエコノミー戦略の第一弾  
25 に位置付け<sup>7</sup>、取組が進んでいる。中国も 2021 年 7 月に「循環経済の発展に関する第  
26 14 次 5 カ年（2021～2025 年）規画」を発表し、「循環経済の実装」を打ち出している  
27 <sup>8</sup>。第 5 回国連環境総会においても 2022 年 3 月に「循環経済に関する決議」がなされ  
28 ており、循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となっている。また、1.3.2.  
29 で後述するように、例えば、2023 年 7 月に現行の ELV 指令（End of Life Vehicle 指

---

5

<sup>6</sup> 歴史的傾向が継続するとの想定に基づいた資源使用・経済活動・重要なサービス・環境指標を予測する「歴史的傾向シナリオ」は持続可能ではないとした上で、政府・民間セクター・各世帯が資源効率性を改善し、経済成長を環境への負の影響から切り離し、持続可能な消費と生産を促進するような行動を取ると想定した「持続可能性志向シナリオ」では、国際社会は大幅な資源効率性の向上を達成し、絶対的な影響デカップリングを達成するケースも見られると指摘している。

<sup>7</sup> U.S. Environmental Protection Agency (2021), “National Recycling Strategy”  
<https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-11/final-national-recycling-strategy.pdf>

<sup>8</sup> 中国国家発展改革委員会（2021 年）「“十四五”循環経済発展規画」  
<https://www.ndrc.gov.cn/xwtd/tzgg/202107/P020210707325480706163.pdf>



1 令、廃自動車指令)等を改正する「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」において、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれるなど、国際的に再生材の利用を進める動きが顕在化しつつある。

4 以上の状況を踏まえ、循環経済への移行を進めることで循環型社会を形成する取組は、資源効率性・循環性の向上及びこれによる気候変動・生物多様性損失・汚染といった環境問題への対処による自然資本への負荷削減、地域課題の解決と地方創生、再生材の利用拡大等を通じた国際的な産業競争力の強化や資源確保による経済安全保障の強化に資する施策であり、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現するとともに、これらの社会課題や気候変動、生物多様性損失、汚染等の環境問題を同時解決するための勝ち筋と言える。

### 12 1.1.2. 循環型社会における循環経済の位置付け

13 循環基本法において、循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされている。循環型社会の形成の最大の目的は、環境基本法（平成5年法律第91号）第4条で規定する「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」の実現を推進することであるとされており、循環型社会は経済を包含する概念として整理されている<sup>9</sup>。

21 また、2003年3月に策定された第一次循環基本計画では「循環型社会では、自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、長期間社会で使用することや既に社会で使用されたものなどを再生資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基本」としており、循環経済への移行によって目指すものは、第一次循環基本計画において循環型社会が基本とした姿であると言える。

27 2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、この中で、循環基本法に規定する基本原則を踏まえ、より持続可能性が高まることを前提に再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換える Renewable を含めた3R+Renewableの基本原則が掲げられた。その後、2021年10月に改訂された「地球温暖化対策計画」においては、地球温暖化対策の基本的考え方の一つとして3R+Renewable（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用+バイオマス化・再生材利用等）をはじめとする循環経済への移行を大胆に実行する旨が明記された。これを受けて、第四次循環基本計画の第2回目の進捗点検結果を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを

---

<sup>9</sup> 循環基本法制定前は、「循環型経済社会」と「循環型社会」といういずれの用語も用いられていたが、循環基本法では、経済を包含する概念であることを示すために「循環型社会」という名称が用いられることとなった。

1 宣言した後、我が国で初となる循環経済の方向性を示した循環経済工程表を 2022 年  
2 9月に取りまとめ、2050 年を見据えた目指すべき循環経済の方向性と素材や製品な  
3 ど分野ごとの 2030 年に向けた施策の方向性が示された。

4 循環経済とは、・・・【P ※循環型社会部会における議論を踏まえて事務局案提示予  
5 定】。

6 先述したように、資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・  
7 メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする 3 R の取組を進め、  
8 再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ  
9 て資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環  
10 経済への移行は、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースであり、  
11 資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段で  
12 もある。言い換えれば、この循環経済への移行に関する取組は、3 R の取組を経済的  
13 視点から見て、資源循環を価値の源泉として捉え、バリューチェーンを含む経済活動  
14 全体を循環型に転換させていくものであって、循環型社会を形成する方策の一つであ  
15 ると言える<sup>10</sup>。

16

## 17 1.2. 地方創生と地域の社会課題の解決

### 18 1.2.1. 地域の社会課題の状況と廃棄物処理への影響

19 人口減少・少子高齢化は、我が国が直面する重要な社会課題の一つである。人口 1  
20 万人未満の市町村では、人口が 2050 年には 2010 年の約半数に減少すると推計されて  
21 いる。また、出生数は減少を続けており、生産年齢人口が 2060 年には 1995 年のピー  
22 クの概ね半数になる一方で、高齢化率は上昇を続け、2035 年には国民の 3 人に 1 人、  
23 2060 年には 2.5 人に 1 人が 65 歳以上になると推計されている。

24 都市との賃金格差がある中で、地域の経済社会の担い手の不足、人口減による消費  
25 の減少等により地域の経済活動が低下し、一方で社会保障費や老朽化した社会資本の  
26 維持管理・更新に要するコストが増大し（2018 年度比で 2030 年までに約 1.2～1.3 倍  
27 増加。）、縮小していく地域が増えていくことが見込まれる。実際に、2025 年に 70 歳  
28 以上となる中小企業経営者の約半数は後継者未定<sup>11</sup>であり、地域経済を支える企業が  
29 消滅して地域経済が縮小することが懸念される。既に農山村では高齢化や人口減少が  
30 進んでおり、農林業の担い手の不足により農山地の荒廃等が進行することで農林業と

---

<sup>10</sup> 循環基本法第 3 条では「循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ自主的かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。」とされている。

<sup>11</sup> 2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人と見込まれるが、うち約半数の約 127 万人の後継者がいまだ決まっていない状況にある。

「第 2 期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2020 改訂版）」

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r02-12-21-senryaku2020.pdf>

1 ともに育まれてきた里地里山の荒廃が進んでいる（2023年時点の全国の耕地面積（田  
2 畑計）は429万7,000haで、前年に比べ2万8,000ha（0.6%）減少した）。また、高  
3 齢化・過疎化と都市への人口集中・地域の衰退などにより、地域の助け合いの環から  
4 孤立し貧困等の課題を抱える人が増加していくことや、人口減や地域経済の衰退によ  
5 って空き家・空き店舗等も増加することも懸念される。例えば、2019年の空き家率は  
6 13.6%で過去最高となったほか、商店街における空き店舗数は2021年平均で5.49店  
7 となり、2018年度平均の5.33店と比較して増加した。

8 地域における廃棄物の発生量を見ると、3Rの推進等により、一人当たりの一般廃  
9 棄物の発生量は2012年度の964グラムから2021年度には890グラムへと減少し、産  
10 業廃棄物の最終処分量も2012年度の約1,300万トンから2021年度には約870万トン  
11 へと着実に減少してきた。上記のような人口減少や地域経済の縮小により、引き続き  
12 一般廃棄物・産業廃棄物ともに発生量の総量が減少していくことが見込まれるが、他  
13 方で地域において廃棄物処理や資源循環の担い手の不足、また地域経済の縮小に伴っ  
14 て循環資源や再生可能資源の用途が不足することが懸念される。例えば、環境省の  
15 2020年度産業廃棄物処理業における多様な人材の確保に関する調査では、組織全体  
16 の回答会社数348社のうち226社（65%）が人材不足を実感しているとの結果が出て  
17 いる。

### 19 1.2.2. 循環システムの構築を通じた地域活性化と質の高い暮らしの実現

20 このような中で、資源循環を促進することで地域経済の活性化を目指す動きが拡大  
21 しつつある。これまで、地域循環共生圏の形成に向けた施策の中で、地域の特性に応  
22 じて循環資源・再生可能資源・ストック資源や地域の人材・資金を活用し、自立した  
23 地域の形成に取り組んできたところ、近年、生ごみや家畜ふん尿、下水汚泥、紙ごみ  
24 や紙おむつなどの地域の循環資源やバイオマス等の再生可能資源をうまく活用して  
25 先進的な取組を進める自治体や企業が各地で現れ始めている。また、地域におけるバ  
26 イオマス<sup>12</sup>を肥飼料等の原料やエネルギー源として循環利用する、これらを活用して  
27 生産する農林水産物をブランド化するなど、地域の循環資源や再生可能資源の特性を  
28 生かして高い付加価値を創出し、地域経済の活性化を促進する取組も各地で生まれ  
29 きている。このような取組は、東日本大震災の被災地域においては復興の一助ともな  
30 っている。

31 我が国の製造業には高度なオペレーションや熟練技能者の存在があり現場が高い  
32 生産性を有するという強みがあり、また我が国の廃棄物・リサイクル業には強固な廃  
33 棄物処理の仕組み（廃棄物処理法、各種リサイクル法）や高度なりサイクル技術があ  
34 るという強みを有している。全国各地の製造業と廃棄物・リサイクル業が有する高い

---

<sup>12</sup> バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」であり、大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。

1 技術力を生かし、地域ごとに特徴ある循環資源や再生可能資源を活用して資源循環の  
2 輪を広げていく取組は、まさに我が国の強みであるとともに、地方創生の起爆剤とな  
3 り得るものである。ESG 金融が拡大しつつある今、資源循環について企業による情報  
4 開示を進めることも大きな後押しとなる。地域金融機関等との連携の後押しや先進的  
5 な取組の全国的な横展開などにより更に取組を加速させることも重要である。

6 また、このような技術力を活かした資源循環の取組を全国各地で進めていく際には、  
7 自治体により一般廃棄物のリサイクル率<sup>13</sup>の差が大きく、また人口や主要産業等の要  
8 因で地域ごとに最適な資源循環のモデルが異なることに留意が必要である。例えば、  
9 2021 年度において、人口 50 万人以上の都市の中では千葉県千葉市のリサイクル率が  
10 最も高く 33.3%である一方、人口 10 万人未満の都市の中でのリサイクル率の最高値  
11 は北海道豊浦町の 87.1%となっている。また、地域ごとに主要な産業が異なるために、  
12 家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属くずなどの産業廃棄物の排  
13 出量も地域ごとに異なる。これらの循環資源や再生可能資源を、技術的・経済的に可  
14 能な範囲で環境負荷の低減を最大限考慮し、狭い地域で循環させることが効果的なも  
15 のはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが効果的なものについては  
16 循環の環を広域化させるなど、各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させること  
17 が重要となる。

18 さらに、資源循環の促進を通じて持続可能な地域を実現するには、森里川海のつなが  
19 りからもたらされる自然資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復していく  
20 ことが前提となる。このためには、農山村における里地・里山・里海の実態を踏まえ、  
21 森里川海の保全にもつながる形で地域の自然資本を継続的に地域で活用することや、  
22 地域の社会資本の老朽化の実態を踏まえて地域のストック<sup>14</sup>を適切に維持管理しでき  
23 だけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で  
24 活気のあるまちづくりを進めていくことが重要である。

25 加えて、製品等の使用段階においても、各地域での資源循環の取組により生産され  
26 た循環資源や再生可能資源を用いた製品等を選んで購入するなど、人々がその意識を  
27 高め実際の行動に結びつくようなライフスタイルに転換していくことや、製品等を利用  
28 する企業の行動が変わっていくことが必要である<sup>15</sup>。例えば、繰り返し利用できる  
29 テイクアウト容器をシェアリングできるサービスを提供しプラスチック等の容器ご  
30 みを削減する取組や、自治体と企業が連携して家庭から出た生ごみを堆肥に変えその  
31 堆肥を用いて農家が農産物を栽培し再び家庭へ回る地域の食循環を目指す取組、飲食

---

<sup>13</sup> 中間処理後再生利用量から固形燃料（RDF、RPF）、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント  
等へ直接投入、飛灰の山元還元された量を差し引き、リサイクル率を算出。

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01383.html](https://www.env.go.jp/press/press_01383.html)

<sup>14</sup> 地域のストック：道路・鉄道などの社会資本、住宅・店舗などの建築物など

<sup>15</sup> 環境省の調査では、具体的な 3 R 行動の実施率については、ごみの分別、詰め替え製品の使  
用、マイバッグの持参など 7 割を超える市民が行う 3 R 行動がある一方、使い捨て製品や無駄な  
ものを買わない、マイ箸の携帯、リユース品・リサイクル品の購入などを行う市民は 2 割以下と  
いう状況が続いている。

1 店での食べ残しを持ち帰る食品ロス削減の取組の普及啓発など、人々のライフスタイルの転換の取組が広がりつつある。また、企業が再生材を活用していることをアピールする商品を製造・販売する、容器包装に使用する再生材の割合を高めることを公表するといった取組も拡大しつつある。

5 このように、地域ごとに様々な形で存在する循環資源・再生可能資源や適切な管理を行った魅力ある自然資源といった国土に広く分散する資源を最大限に活用することにより、自立した地域を生み出しコミュニティの力を回復させるとともに、地域同士が支えあうことで、循環経済への移行を通して地方創生を実現し、農山漁村、地方都市や大都市も含め、現在及び将来の地域住民の「Well-being／高い生活の質」を導く「新たな成長」の実現が可能となる。

## 12 1.3. 資源確保による我が国の産業基盤の強化

### 13 1.3.1. 天然資源の需要の増大と国際的な資源獲得競争

14 周囲を海に囲まれ、資源の乏しい我が国では、これまで資源を効率的に使用することで経済成長を成し遂げてきた。しかし、人口の増加と経済の拡大により、世界全体での資源需要は増大し続けている。IRP の 2019 年報告書によれば、過去 50 年間で化石燃料、鉱物等の資源採掘は 3 倍に増加し、特に 2000 年以降採掘率は加速し続けており、「GDP と人口の急激な増加は、世界の国内資源採取量を 2015 年における 880 億トンから 2060 年には 1,900 億トンへと 2 倍以上に増加させるであろう」との予測がある<sup>16</sup>。

21 また、IRP の 2019 年報告書において、IRP は、「2030 年の持続可能な開発目標 (SDGs) 達成まで残り 10 年が近づく中、世界では多くの問題が顕在化している。国際社会は、グローバルな繁栄、生物多様性と土地資源の保全、そして地球温暖化の抑制に向けて高い目標を設定している。これらの目標について進展が見られる一方で、目標達成に当たっては天然資源の使用についての根本的な変化が求められている。1970 年代以降、世界人口は倍増し、世界の国内総生産 (GDP) は 4 倍に増加している。大量の天然資源に支えられた経済成長により、世界中で人々の幸福度が高まった。しかし、こうした成長は自然環境にとって莫大なコストとなっており、最終的には人々の幸福に影響を与え、国内外での格差拡大につながるであろう」と警鐘を鳴らしている。

30 大量生産・大量消費社会が世界に広がり世界の資源需要が拡大する中で、アジア等の新興国を中心に急激な人口増加、経済発展、都市化が進行する一方、依然として経済成長から取り残され貧困に苦しむ人々が存在するなど経済的な格差が拡大しており、一部の地域においては戦争・テロ・人権侵害など地域の平和と安定を損ねる深刻な事態が生じ、国際的な緊張をも高めている。世界経済のグローバル化が進み相互依存が強まる一方で、このような地域的・国際的な緊張の高まりを背景とした資源価格

---

<sup>16</sup> UNEP IRP 「GLOBAL RESOURCE OUTLOOK 2019」

1 の高騰や重要鉱物の供給懸念もあり、資源保有国では保護主義や資源ナショナリズム  
2 的な動き、あるいは他国への外交ツールとして利用する動きが活発化しており、外交  
3 上及び経済安全保障上の大きなリスクとなっている。このような状況の中で資源価格  
4 のボラティリティも大きくなっており、鉱物資源の多くを輸入に頼っている<sup>17</sup>我が国  
5 にとって資源の確保は喫緊の課題である。

6 実際に、国際的な資源獲得競争ともいえる状況も発生している。例えば、中国は 2021  
7 年に「レアアース管理条例」を公表し、レアアースの取引規制を強めていく意思を示  
8 しており、2023 年 8 月からはレアメタルであるガリウムとゲルマニウムの輸出規制  
9 を開始している。インドネシアにおいても 2020 年 1 月からニッケルの輸出が禁止さ  
10 れ、チリにおいても「国家リチウム戦略」が発表されリチウムの国有化の動きがある  
11 <sup>18</sup>。一方、2023 年の G7 気候・エネルギー・環境大臣会合では「重要鉱物セキュリティ  
12 のための 5 ポイントプラン」が採択され、G7 広島首脳コミュニケには「重要鉱物に関  
13 する市場歪曲的な行為及び独占的な政策に反対し、強靱かつ強固で、責任と透明性の  
14 ある重要鉱物サプライチェーンの構築の必要性を再確認する」と明記されるなど、資  
15 源確保に向けて国際的な協力を模索する動きもある。

16 鉱物資源を輸入に頼る日本では、価格の高騰や供給不足は産業活動に直接影響する。  
17 そのため、ベースメタルを含め、輸入した資源を循環的に利用し最大限活用すること  
18 は、我が国の産業の国際的な競争力の維持・強化のためにも重要であり、重要鉱物等  
19 をはじめとする重要な物資の安定供給の確保という経済安全保障の観点からも重要  
20 である<sup>19</sup>。

21 また、食料安全保障の観点からも資源の循環利用は重要である。肥料は、我が国に  
22 おける食料の安定供給に極めて重要な役割を果たしているが、我が国には肥料の粗原  
23 料となるりん鉱石、加里鉱石等の天然資源が少ないことから、肥料原料の多くを海外  
24 からの輸入に依存している。近年、世界的な穀物需給の変動等によって肥料原料の調  
25 達価格が不安定となっているほか、主要な肥料原料の供給国における政情変化等によ  
26 って肥料原料の供給が停滞するなどの影響が生じている。このような状況において、  
27 堆肥や下水汚泥資源等の国内資源の循環利用を進め、海外に依存する化学肥料の使用  
28 量の低減や国内資源の利用拡大を図っていくことは、肥料の安定供給やこれによる食  
29 料の安定供給を実現することに資するものである。

30

---

<sup>17</sup> 資源エネルギー庁 (2018) 「世界の産業を支える鉱物資源について知ろう」  
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/anzenhosho/koubutsusigen.html>

<sup>18</sup> JOGMEC (2023 年) 「チリの「国家リチウム戦略」」  
<https://mric.jogmec.go.jp/reports/current/20230428/176933/>

<sup>19</sup> 重要鉱物の安定供給確保という課題に対して、令和 5 年 1 月に経済産業省は、経済施策を一  
体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和 4 年法律第 43 号) 第 8 条  
第 1 項の規定に基づき、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」を策定してい  
る。

### 1.3.2. 製品の有効利用や再生材の利用拡大と国際的な産業競争力の強化

このように世界的な資源需要の拡大や国際的な資源獲得競争ともいえる状況が生じる一方で、各国で環境保全のみならず、資源の確保及び安定供給にも資する取組として、製品の使用段階におけるリユース、リペア、メンテナンス、シェアリング、サブスクリプション等のストックを有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデルを推進する動きや、再生材の利用を進める動きが顕在化しつつある。

例えば EU では、「EU 新循環経済政策パッケージ(Closing the loop – An EU action plan for the Circular Economy)」において、「リペア (修理)」、「リファービッシュ」、「リマニュファクチュアリング」等、一旦使い終わった製品を素材に戻してしまうリサイクルではなく、製品に残された価値を可能な限りそのまま活用するビジネスモデルが提唱されている。

また、再生材の利用に関する動きとしては、EU は、2022 年 11 月に包装材と包装廃棄物に関する規制案を提案し、プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を 2030 年から包装種別ごとに 10～35%、2040 年からは 50～65%の使用要件を設定することとしている。また、2023 年 7 月に現行の ELV 指令 (End of Life Vehicle 指令、廃自動車指令) 等を改正する「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」を公表した。同規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれている。2023 年 8 月には、電池の原材料調達から設計・生産・リサイクルに至るライフサイクル全体を規定するバッテリー規則が施行されており、カーボンフットプリントの申告義務や、リサイクル済み原材料の使用割合の最低値導入、廃棄された携帯型バッテリーの回収率や、原材料別再資源化率の目標値導入などが盛り込まれている<sup>20</sup>。このほか、製品のバリューチェーンにおける動静脈のプレイヤーが循環性等のデータや化学物質の含有情報にアクセス可能となるデジタル製品パスポート (DPP) の検討が進められるなど、トレーサビリティの確保に向けた取組も進んでいる。

レアアースや蓄電池など我が国の産業に必要な資源や製品の安定供給に貢献するとともに、再生材の利用に関する定量目標の設定等の動きにも対応していくためには、国内における再生材の質と量を確保しつつ利用を拡大していく必要がある。仮にグローバルなサプライチェーンを有する我が国の企業の対応が遅れば、EU をはじめとする世界の市場における産業競争力が低下し、更に極端な場合には市場から閉め出される危険すらある。1.2.2 で示したように循環資源や再生可能資源をうまく活用して先進的な取組を進める自治体や企業の強みを活かし、必要に応じて企業への政策的支援等も行い、動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環を通じた再生材の利用拡大等により循環経済への移行を加速することで、国際的な産業競争力を

<sup>20</sup> JETRO (2023 年)「電池のライフサイクル全体を規定するバッテリー規則施行」  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/08/8c1881cdd8bc5842.html>

1 強化し、経済安全保障にも貢献していくことが重要である。これまで、第四次循環基  
2 本計画に基づき中央環境審議会において素材や製品など分野ごとの 2030 年に向けた  
3 施策の方向性等を示す「循環経済工程表」を取りまとめ、経済産業省において資源制  
4 約・環境制約に対応して資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指す  
5 「成長志向型の資源自律経済戦略」を公表してきており、引き続き循環経済への移行  
6 に向けて更なる取組を進める必要がある。

## 8 1.4. 循環経済への移行による地球規模の環境負荷低減への貢献

### 9 1.4.1. 自然資本の現状

10 地球の持続可能性を確保することは、人類の生存にとって最優先の課題である。森  
11 林・土壌・水・大気・生物資源などの自然によって形成される資源のストックである  
12 自然資本は、国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つである。この安  
13 全保障の根幹ともいえる自然資本の安定性を気候危機と生物多様性の損失という二  
14 つの危機が揺るがしている。

15 気候危機とも言われる気候変動問題について、世界平均気温は上昇傾向にあり、  
16 1970 年以降、過去 2000 年間のどの 50 年間よりも気温上昇は加速している。特に 2023  
17 年においては、世界気象機関 (WMO) は 1 月から 10 月までの世界の平均気温は観測史  
18 上最も高く、産業革命以前の 1850~1900 年の平均より 1.43℃高くなったと報告した。  
19 生物多様性や生態系サービスは、人間活動により世界的な悪化が続いている。

20 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)  
21 が 2019 年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」  
22 は、人間活動の影響を受けて、過去 50 年間の地球上の種の絶滅が過去 1,000 万年平  
23 均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなけ  
24 れば今後更に加速すると指摘している。加えて IPBES が 2022 年に公表した「野生種  
25 の持続可能な利用に関するテーマ別評価」報告書は、世界で何十億もの人々が食料・  
26 医薬品・エネルギー・収入等の目的で約 5 万種の野生種を利用しているものの、気候  
27 変動、需要の増加や技術の進歩により、野生種の持続可能な利用が今後困難になる可  
28 能性が高いと指摘している。

29 また、環境汚染については、特にプラスチック等の海洋ごみによる海洋生物や漁業、  
30 観光等への影響が深刻化している。世界経済フォーラムの報告書(2016 年)によると、  
31 2050 年までに海洋中に存在するプラスチックの重量が魚の重量を超過すると予測さ  
32 れている。近年では、海洋中のマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響も懸  
33 念されている。

34 このような中、G7 広島首脳コミュニケ (2023 年 5 月) では、気候変動・生物多様性  
35 の損失・汚染を 3 つの世界的危機と位置づけている。この 3 つの危機は互いに密接に  
36 関連しており、例えば生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因として IPBES が特



1 定した5つの要素のうち、3番目と4番目に影響が大きい要素としてそれぞれ気候変  
2 動と汚染が挙げられている<sup>21</sup>。また、生物多様性の損失により引き起こされる生態系・  
3 森林の消失はCO2吸収源の減少につながる。

4 以上を踏まえると、地球の持続可能性を確保するためには、気候変動・生物多様性・  
5 汚染という3つの危機に対処することが重要である。1.1で示したとおり、IRPの2019  
6 年報告書において、世界の天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量  
7 の要因の約半分、生物多様性の損失と負の水ストレスの要因の90%、粒子状物質の健  
8 康影響の約3分の1を占めると指摘されている。気候変動の影響による経済活動にお  
9 けるエネルギーの制約と生物多様性の損失に伴う生物資源の減少等の資源制約に対  
10 処できる、資源効率性及び循環性の向上と天然資源利用の削減を進める取組や、廃棄  
11 物の削減・適正処理を進め汚染の防止に貢献する循環経済への移行に向けた取組が、  
12 3つの危機への対処に当たり極めて重要であると言える。

#### 14 1.4.2. ネットゼロ、ネイチャーポジティブ及び汚染削減への貢献

15 気候変動については、温室効果ガスの増加によって、今後、気象災害が更に頻発化・  
16 激甚化する可能性があり、将来世代にわたる影響が強く懸念されている。この対策と  
17 しては温室効果ガス排出実質ゼロ（ネットゼロ）の実現が必須であり、我が国は2020  
18 年10月にカーボンニュートラルを宣言した。このような流れも踏まえ、資源循環分  
19 野の取組として、地球温暖化対策計画に基づき、温室効果ガスの排出削減にも資する  
20 3R+Renewable（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用+バイオマス化・  
21 再生材利用等）を推進し循環経済への移行を加速するため、2022年9月に循環経済工  
22 程表が取りまとめられた。この循環経済工程表では、我が国全体における全排出量の  
23 うち資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量の割合として約36%という試算  
24 を盛り込み、循環経済への移行がネットゼロの実現に資する施策としても重要な取組  
25 であることが示されている。世界で広がりつつあるESG投資を行う際には、グローバ  
26 ル企業（大企業）は、自社の直接排出量（Scope1）やエネルギー起源間接排出量（Scope2）  
27 だけでなく、その他の間接排出量（Scope3）を含むサプライチェーン全体の排出量ま  
28 まで把握しているかを問われることから、廃棄物・資源循環分野の脱炭素化の取組は今  
29 後一層重要となる。

30 また、生物多様性については、2022年12月には、2020年までの世界目標である愛  
31 知目標に代わる新たな世界目標として「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採  
32 択され、2030年ミッションとして「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全  
33 するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の  
34 公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗

---

<sup>21</sup> 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）  
「IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」  
[https://www.iges.or.jp/jp/publication\\_documents/pub/translation/jp/10574/IPBESGlobalAssessmentSPM\\_j.pdf](https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/translation/jp/10574/IPBESGlobalAssessmentSPM_j.pdf)。

1 せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」という  
2 いわゆるネイチャーポジティブの考え方が掲げられるとともに、2030年までの行動  
3 目標として、「30by30目標」をはじめとする23個のグローバルターゲットが設定され  
4 た。「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえて、ネイチャーポジティブの実  
5 現に向けた我が国のロードマップとして2023年3月に策定された生物多様性国家戦  
6 略2023-2030では、使用済み製品等に含まれる金属のリサイクルの推進が鉱物資源の  
7 採取・生産時等における生物多様性や大気、水、土壌などの保全、自然環境への影響  
8 を低減することに貢献すると記載されるなど、循環経済への移行がネイチャーポジ  
9 イブ実現にも貢献できることが示されている。

10 さらに、環境汚染については、2019年6月のG20大阪サミットでは「大阪ブルー・  
11 オーシャン・ビジョン」が共有され、2023年5月のG7広島サミットでは「2040年ま  
12 までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わ  
13 らせること」がコミットされた。現在では、プラスチック汚染に関する法的拘束力の  
14 ある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会での交渉が進められている。  
15 循環経済への移行は、海洋へのプラスチックごみ等の流出を防ぎ、海洋環境の保全に  
16 も貢献するものである。

17 このように、循環経済への移行に向けた取組を通じて、天然資源投入量・消費量の  
18 抑制、資源の効率的利用、長期的利用や循環利用、ライフサイクル全体での適正な化  
19 学物質や廃棄物管理を進めることで、温室効果ガスの排出の削減、生物多様性や自然  
20 環境への低減、大気・水・土壌等の保全など、地球規模の環境負荷低減を進めていく  
21 ことが重要である。

22

## 23 1.5 循環型社会を取り巻く現状

### 24 1.5.1. 循環型社会の形成に向けた取組の進捗

25 我が国ではこれまで、分別の徹底や資源回収などの市民の取組、不法投棄・不適正  
26 処理の監視指導などの地方公共団体による取組、排出事業者責任<sup>22</sup>に基づく廃棄物の  
27 適正処理・3Rの推進や拡大生産者責任<sup>23</sup>に基づく環境配慮設計<sup>24</sup>などの事業者による

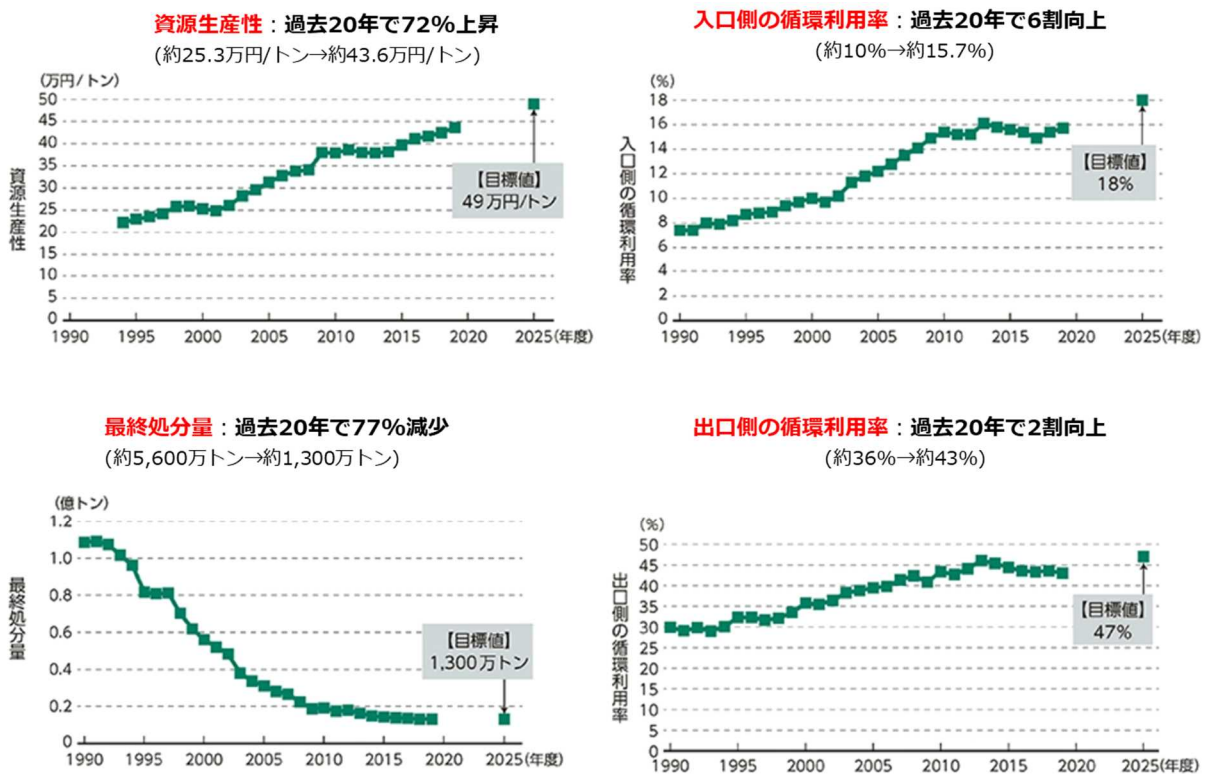
---

<sup>22</sup> 排出事業者責任：事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に  
処理しなければならないという事業者が有する責任。その責任は、その廃棄物の処理を他人に委  
託すれば終了するものではない。

<sup>23</sup> 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）：自ら生産する製品等について、  
生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責  
務を負うという考え方。

<sup>24</sup> 環境配慮設計（DfE：Design for Environment）：分解が容易である、リサイクルしやすいよう  
単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。環境適合  
設計や、エコ・デザインともいう。

1 取組、関連法制度の整備・運用や財政支援等の国による取組など各主体が循環型社会  
 2 の形成に向けた取組を進めてきた。これに加え、大規模公共工事の減少等の影響もあ  
 3 り、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 10 年間で循環型社会の形成は大きく進  
 4 展した。「資源生産性」、「入口側の循環利用率」、「出口側の循環利用率」、「最終処分量」の推移（図 1<sup>25</sup>）をみると、循環基本法が制定された 2000 年度からそれぞれの指  
 5 標値が改善されてきた。具体的には、2000 年からの約 20 年間で、循環型社会形成の  
 6 状況を示す物質フロー指標は、資源生産性が約 72% 上昇、入口側の循環利用率が約 6  
 7 割上昇、出口側の循環利用率が約 2 割上昇、最終処分量が約 77% 減少している。しか  
 8 かし、資源生産性・最終処分量は近年の傾向を見ても指標値の改善・目標値の達成が見  
 9 込まれる一方で、入口側の循環利用率・出口側の循環利用率について直近では指標値  
 10 の改善が減少または一時悪化し、目標達成が困難な見込みとなっており、今後資源循  
 11 環の取組を更に強化して循環利用率を向上させ、資源生産性の上昇や最終処分量の減  
 12 少につなげる必要がある。



14  
 15 図1 資源生産性、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量の推移  
 16

17 また、循環型社会の形成には、国民の意識変革、行動変容も不可欠である。大量生  
 18 産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却して循環型社会を形成する施策を進めてい  
 19 くことについて「生活水準が落ちてでも循環型社会に移行すべき」「生活水準が多少落  
 20 ちることになっても循環型社会への移行はやむを得ない」と回答した人の割合の合計

<sup>25</sup> 中央環境審議会循環型社会部会「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果（循環経済工程表）」（令和4年9月）

1 は、2013年度から2018年度までは30%程度で横ばいであったが、2019年度以降は、  
2 45%程度に増加し、2022年度は58.7%となっている<sup>26</sup>。3Rという言葉の意味を知っ  
3 ている人の割合は2011年度以降低下傾向にあり、2022年度では20代以上の全世代  
4 では33.6%となっているが、20代に限れば69.2%であり、年齢が若いほど認知度が  
5 高い傾向がある。世界的にも、若い世代の環境意識が高いとの調査結果もある<sup>27</sup>。こ  
6 のように、サブスクリプションやシェアリング等の新たな技術やサービスを使いこな  
7 す若者世代のライフスタイルや意識の変化を活かした取組を行う必要がある。

8

## 9 1.5.2. 廃棄物の適正処理の推進と災害廃棄物対策の現況

10 適正処理については、不法投棄の新規判明件数はピーク時（1998年度）の1,197件  
11 から2022年度は134件<sup>28</sup>に大幅に減少するなどの改善が見られる。不法投棄や不適正  
12 処理によって現に支障が生じていると報告されている全ての事案について支障除去  
13 措置に着手されるなど、不法投棄や不適正処理によって生活環境保全上の支障が生じ  
14 た環境の再生も進んでいる。さらに、アスベストを含む廃棄物、PCB<sup>29</sup>等の「残留性有  
15 機汚染物質に関するストックホルム条約<sup>30</sup>」（以下「POPs条約」という。）の対象とな  
16 っている残留性有機汚染物質（以下「POPs<sup>31</sup>」という。）を含む廃棄物、水銀廃棄物等  
17 の有害な廃棄物について、必要な法制度の整備、計画の策定、管理・処理体制の構築  
18 などにより適正な管理・処理が進められている。

---

<sup>26</sup> 令和4年度第四次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び令和5年版「循環型社会白書」作成支援等業務報告書

<sup>27</sup> UNDP「Peoples' Climate Vote」2021年

<sup>28</sup> 産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和4年度）について（環境省HP）

<sup>29</sup> PCB：1929年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で分解されにくい上に、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、1974年に製造・輸入が原則禁止された。国際的にも、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、製造・使用の原則禁止、非意図的生成物質の排出削減、PCBを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理、これらの対策に関する国内実施計画の策定等が締約国に義務付けられている。

<sup>30</sup> 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）：環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）等の残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。条約の締約国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の諸法令で規制することになっている。有害な化学物質及び廃棄物等の管理については、ストックホルム条約とともに「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」に則って対策が講じられてきたが、3つの条約が健康や環境の有害な化学物質及び廃棄物からの保護という共通の目的を持っていることから、3条約間の協力及び連携の強化による効果的な国際的対策の実施に関する検討が行われている。

<sup>31</sup> POPs：毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する物質で、POPs（Persistent Organic Pollutants）と呼ばれる。POPsの廃絶、削減等に国際的に取り組むため、POPs条約が2001年5月に採択され、2004年5月に発効した。

1 一方で、2022 年度には 5,000 トン以上の大規模な不法投棄事案が 3 件、不適正処理  
2 事案が 1 件、新たに判明したことが報告されるなど、不法投棄や不適正処理の撲滅に  
3 は至っていない。また、アスベストを含む廃棄物、PCB 等の POPs を含む廃棄物、水銀  
4 廃棄物等の有害物のストック・廃棄物について、所在が不明なものや適正な管理・処  
5 理を必要とするものが残されており、適正な管理・処理の遅れが懸念される。加えて、  
6 廃棄物処理を取り巻く状況は変化しており、ごみステーションの運営や集団回収等の  
7 実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加など、人口減少や少子  
8 高齢化に伴う社会構造の変化、あるいは気候変動による影響や災害の頻発化・激甚化  
9 に対応することが求められている。

10 我が国では、毎年のように全国各地で地震災害や水災害など大規模な災害が発生し  
11 ており、廃棄物処理施設の被災による生活ごみやし尿の処理の遅れや大量に発生する  
12 災害廃棄物の処理が大きな課題である。近年、2018 年 7 月豪雨、2019 年東日本台風  
13 や 2020 年 7 月豪雨など、気候変動が進行する中で気象災害が頻発化・激甚化してお  
14 り、甚大な被害が発生している。また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震などの  
15 東日本大震災を大きく上回る甚大な被害をもたらす災害の切迫も懸念されており、今  
16 後の 30 年以内の発生確率は、南海トラフ地震は 70～80%、首都直下地震は約 70%と  
17 なっている。

18 2018 年の災害において被災自治体の多くが災害廃棄物処理計画を策定しておらず  
19 初動対応の遅れが指摘されたことを受けて、災害廃棄物処理計画の策定率は毎年上昇  
20 しており、都道府県では 100%、市町村では 2021 年度時点で 72%となるなど、災害  
21 廃棄物処理対策の構築に向けて取組が進んできている。しかし、水害等を想定した災  
22 害廃棄物発生量の推計値の把握が低調である、仮置場候補地の選定が進んでいない等  
23 の課題が指摘されており、更なる実効性の向上が求められている。また、人口減少の  
24 進行によりごみ排出量が今後さらに減少していくことが見込まれるところ、将来にわ  
25 たって廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理施設の広域化・集約化が進め  
26 られており、今後、災害時に一つの市町村だけでは対応できないケースが増えていく  
27 ことが懸念される。

28 今後は、災害の規模に応じて、国、地方公共団体、研究・専門機関及び民間事業者  
29 等で連携して対応することが重要となる。国土強靱化の観点からも、大量に発生する  
30 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、平時から広  
31 域連携体制の構築を進め、災害廃棄物処理システムの強靱化を図る必要がある。

### 33 1.5.3. 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの

#### 34 再生と復興

35 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸を中心に広範かつ  
36 甚大な被害が生じ、さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大量の放

1 放射性物質が環境中に放出され、被災した多くの方々が避難生活を余儀なくされた。被災地では、放射性物質による環境汚染からの回復と生活再建に向けた懸命の努力が続けられてきた。除染については、除染に関する知見や技術等をまとめた「除染関係ガイドライン」を策定し、ガイドラインに従って除染を進めてきた。その結果、2020年3月には、双葉町に残る避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除された。また、帰還困難区域のうち、「特定復興再生拠点区域」についても、これまでの知見を活かし除染を行い、2023年11月までに、6町村の全ての区域で避難指示が解除された。さらに、同年6月に「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）が改正され、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。今後、市町村が設定する特定帰還居住区域について、除染を始めとする避難指示解除に向けた取組を進めていく。

13 一方で、福島県内の除染で発生した除去土壌等については、福島県大熊町、双葉町に整備している中間貯蔵施設<sup>32</sup>で安全かつ集中的に管理・保管したのち中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を行うこととなっている。現在、中間貯蔵施設の事業については、用地の確保、施設の整備と継続的な除去土壌等の輸送、除去土壌の貯蔵など、着実に進捗している。中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2021年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く。）をおおむね搬入完了するという目標を達成した。2021年度以降も引き続き、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を実施している。

21 また、福島県外における除去土壌等の最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容や、その結果生じる本来貴重な資源である放射能濃度の低い土壌等の再生資材としての利用により最終処分量の低減を図ることが重要である。このため、県外最終処分に向けた当面の減容処理技術の開発や除去土壌等の再生利用等に関する中長期的な方針として、2016年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめ、今後10年程度で達成すべき目標及び中間年度における目標を設定した。2019年3月に中間目標とそれまでの取組状況等を踏まえ、見直しを行い、2024年度の戦略目標に向けて引き続き各種取組を進めている。これまでに、農地造成等の除去土壌の再生利用実証事業を実施し、栽培された作物の放射能濃度や空間線量率の測定を通して、安全性を確認してきた。

31 対策地域内廃棄物<sup>33</sup>については、2015年度末までに帰還困難区域を除いて帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了した。災害廃棄物等の仮置場への搬入は、2018年3月末までに約191万トンの搬入が完了し、市町村ごとに設置する仮設焼却施設で減容化を図っている。

<sup>32</sup> 中間貯蔵施設：福島県内の除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する施設。

<sup>33</sup> 対策地域内廃棄物：環境大臣が指定した汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物のうち、一定の要件に該当するもの。

1 また、指定廃棄物<sup>34</sup>については、ごみ焼却施設、下水処理施設、農地等において適  
2 切に一時保管されており、長期にわたる確実な管理体制を早期に構築する必要がある。  
3 福島県内では、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）のうち、10万ベクレ  
4 ル/kg以下のものは特定廃棄物埋立処分施設に搬入し、10万ベクレル/kgを超えるも  
5 のは中間貯蔵施設に搬入する計画としている。特定廃棄物埋立処分施設については、  
6 2016年4月に国有化するとともに、同年6月に国と県等との間で安全協定を締結し、  
7 その後、必要な準備工事等を経て、2017年11月に搬入を開始し、2023年10月末に  
8 特定廃棄物の搬入を完了した。また、2023年6月よりクリーンセンターふたばへの特  
9 定廃棄物の搬入を開始した。引き続き安全第一で埋立処分事業を実施している。福島  
10 県外の指定廃棄物については、2016年4月に指定廃棄物の指定解除の仕組みが整備  
11 されたことを受け、8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理も進められている。  
12 また、栃木県では農家が保管している農林業系指定廃棄物を集約し保管農家の負担を  
13 軽減する取組を行うなど、各県の実情に応じた対策を講じている。

14 東日本大震災の被災地では、1.2で示したような全国の地域が抱える課題が特に顕  
15 著に現れている。震災復興を契機として、こうした課題に向き合いながら、持続可能  
16 な地域づくりに向けた新たな取組が各地で進められている。

## 17 18 1.6. 循環経済先進国としての国家戦略

19 1.2で示したとおり、高い技術を生かして資源循環の幅を広げていく力を有する製  
20 造業や廃棄物・リサイクル業と自治体や市民といった地域の各主体が主体的に参画す  
21 ることで、地域の循環資源や再生可能資源の特性を生かして高い付加価値を創出し、  
22 地域経済の活性化につながる取組が全国各地で始まりつつある。地域の各主体が連携  
23 して資源循環の取組を創り出すことで新たなイノベーションが生まれ、その資源循環  
24 の取組が自立して拡大していくことで地域経済が活性化し、それが他の地域の新たな  
25 資源循環の取組を誘発する好循環を生み出す。このような動きを全国に広げて国全体  
26 の成長につなげることが、我が国の成長戦略であり、勝ち筋である。

27 これまで、ものの本来の値打ちを無駄にすることなく活かしていく「もったいない」  
28 の考え方、「分かち合い」を重んじる我が国独特の価値観、「売り手によし、買い手に  
29 よし、世間によし」といういわゆる「三方よし」の考え方などに基づいて循環型社会  
30 づくりの取組を進めてきており、このような我が国に特徴的な考え方は循環型社会を  
31 支えるいわば重要な基盤として機能してきた。加えて、循環型社会の形成に向けた取  
32 組を早くから実施してきたことから、製造業・小売業等（動脈産業）と廃棄物・リサ  
33 イクル業等（静脈産業）との連携や消費者・住民の行動変容が進むポテンシャルもあ  
34 る。こうした基盤は、どの国でも持っているものではなく、我が国の強みと言える。

35 他方で、地域の循環資源や再生可能資源を活かし、地域経済の活性化を促進するた  
36 めの取組の実施に関心を持つ地方公共団体や企業は徐々に増えてきており、具体的

---

<sup>34</sup> 指定廃棄物：放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超えるもので、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき環境大臣が指定する焼却灰、汚泥などの廃棄物。

1 取組が始まっているところもあるが、自身の強みやそれを活かした地域の循環経済の  
2 実現のための具体的な道筋を見いだす難しさに直面しているという課題もある。この  
3 ような意欲のある地方公共団体や企業の取組を後押しし、循環資源を用いた製品があ  
4 らゆる消費者・事業者から選ばれるような姿を目指し、各主体の行動変容を促しなが  
5 ら、循環経済への移行に向けた取組を広げていくことが重要である。

6 先述のとおり、日本が議長国を務める中で開催された2023年のG7気候・エネルギー・環境大臣会合では、資源循環分野に関する大きな成果が得られた。その中の一つ、  
7 我が国の主導で循環経済及び資源効率性原則（CEREP）が採択されたことは、日本がビ  
8 ジネス界も巻き込みながら世界的な循環経済・資源循環分野の議論をリードすること  
9 が可能であることを示している。採択から約半年後の2023年11月6日・7日には、  
10 G7・B7合同のCEREPに関するワークショップが日本主催で開かれ、2024年のG7議長  
11 国のイタリアがCEREPの議論を引き継いでいく旨を示した。また、日本が長期にわた  
12 って協力・友好関係を築いてきた枠組み（日本とASEAN、日本とEU等）や、アジア太  
13 平洋3R・循環経済推進フォーラム等の日本が主導するプラットフォームなど、日本  
14 の循環経済に関する強みをアピールできる場も数多く存在する。

15  
16 我が国は、これらの強みを活かして着実かつ戦略的に取組を進めることで、「循環  
17 経済先進国」として世界をリードする道を歩んでいくべきである。

18



- 1 2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性
- 2 2.1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可
- 3 能な地域と社会づくり
- 4 2.2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源
- 5 2.3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 6 2.4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環
- 7 境再生の実行
- 8 2.5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の
- 9 推進
- 10
- 11 3. 各主体の連携と役割
- 12 3.1. 各主体の連携
- 13 3.2. 各主体の役割
- 14 4. 国の取組
- 15 4.1. 循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 16 4.2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源
- 17 循環
- 18 4.3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 19 4.4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環
- 20 境再生の実行

- 1 4. 5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の  
2 推進
- 3 5. 循環型社会形成のための指標及び数値目標
- 4 5. 1. 循環型社会の全体像に関する指標
- 5 5. 2. 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標
- 6 5. 2. 1. 循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりに関す  
7 る指標
- 8 5. 2. 2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環  
9 に関する指標
- 10 5. 2. 3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関  
11 する指標
- 12 5. 2. 4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再  
13 生の実行に関する指標
- 14 5. 2. 5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進  
15 に関する指標
- 16 6. 計画の効果的実施
- 17
- 18 別紙 1 個別法の施行等に関する工程表
- 19 別紙 2 循環経済工程表
- 20 別紙 3 循環型社会形成のための指標・数値目標一覧

